卒 FIT 太陽光買取サービスに関する重要事項説明

本書は、株式会社沖縄ガスニューパワー（以下「当社」といいます。）がお客様の太陽光発電設備（以下「発電設備」といいます。）からお客様自身が消費する電力を除いた電力　（以下「受給電力」といいます。）余剰電力を買い取る際の条件に関して重要な事項を記載し、ご説明するものです。なお、本書に記載のない事項については、当社が別に定める「太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱」、（以下「要綱」といいます。）及びお客さまの発電設備と電力系統を連系するための送電線を所有する沖縄電力株式会社（以下「送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款及びその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

要綱は、当社のウェブサイト（https://www.ognp.co.jp/download/）でご確認頂けます。また、託送約款等は送配電事業者のウェブサイトでご確認ください。

１．サービス概要

- 当社が、法令に基づく余剰電力買取制度の適用を受けて、電力会社による買取を受けていたお客様の発電設備に係る受給電力について、固定価格買取期間満了後、買取を行うサービスです。

２．買取価格

エリア	プラン名称	買取価格（税込）
沖縄県	プレミアムプラン	9.1 円/kWh
沖縄県	スタンダードプラン	8.6 円/kWh

※電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島は買取対象地域外です。

※当社は、買取価格を変更する場合、その効力発生日を定めたうえで、当社のウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせ致します。

※プレミアムプランは、当社の低圧電気サービス（当社からお客様への電力供給）へお申込み済みのお客様のみに適用されるプランです。

３．買取契約の成立と買取の開始時期

- 買取契約は、当社所定の様式にて買取契約の切替に必要な情報を提出頂き、当社がそれを承諾した時点で成立となります。
- 買取の開始時期は、原則として以下の通りとなります。

	開始時期
固定価格買取期間の満了前にお申込みいただいた場合	買取期間満了日の翌日
固定価格買取期間の満了後にお申込みいただいた場合	お申込み月またはその翌月の検針日

※買取契約開始のお手続きにはお申込み後 2 週間～1 か月程度かかりますので、期間に余裕をもってお申込みください。

※お申込み日から固定価格買取期間満了日までの期間が短い場合や、お申込みの内容に不備があった場合、当社での買取開始日が、固定価格買取期間満了日後となることがありますので、あらかじめご了承ください。

小売電気事業者
株式会社沖縄ガスニューパワー（小売電気事業者登録番号：A0336） 〒900－0036　沖縄県那覇市西 3-13-2 代表取締役社長　大城 邦夫 【お問い合わせ先（沖縄ガスニューパワー カスタマーセンター）】 TEL 0120-991-549 受付時間：平日 9:00～18:00　（土曜・日曜・祝日は休業）

４．買取料金のお支払いについて

【プレミアムプランのお客様】

- 当社の低圧電気サービス（当社からお客様への電気の供給）の電気料金から差し引いて精算致します。

【スタンダードプランのお客様】

- 6 カ月に 1 回、口座振込にてお支払い致します（4 月から 9 月までの料金は 11 月の末日までに、10 月から翌年 3 月までの料金は、翌年の 5 月の末日までにお支払い致します）。

※買取料金については、お客様専用ポータル「お客さまマイページ」にて確認いただけます。「買取料金のお知らせ」の郵送をご希望される場合は、別途費用負担が発生致しますので、当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

５．契約期間及び契約変更について

- 契約期間は、買取開始後初めて到来する3月の検針日の前日までと致します。当社から契約期間満了の30日前までに翌契約期間における電力購入単価を含む買取条件を当社ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により通知し、お客様から別段の意思表示がない場合は、当該条件で契約が更新されるものとし、以降もこの例によります。なお、解約に際しての違約金はございません。
- お客様の発電設備等の変更や、振込先口座の変更が生じるなどの場合は、あらかじめ当社までご連絡ください。
- 発電設備の撤去その他の事由によって、買取契約の終了を希望される場合には、3営業日前までにあらかじめ当社までご連絡ください。
- 買取開始前に契約をキャンセルされる場合は、当社までご連絡をお願い致します。
  なお、キャンセルのお手続きには、1 週間程度かかることがありますので、あらかじめご了承ください。

６．スマートメーターへの取替等について

- 発電設備所在場所でスマートメーターへの取替が必要になることがあります。スマートメーターは送配電事業者が所有し、送配電事業者の負担で取替工事を実施致します。また、場合によっては停電が生じる工事となることがあります。
- 当社がお客様から電気を買い取るために必要な工事に係る費用の負担を送配電事業者から求められた場合、その費用については、当社の指定する方法によりお客さまにお支払いいただく場合があります。

７．現行の買取契約解除に伴う不利益事項について

- お客様が現行の事業者の買取契約を解除することにより、月ごとの検針票配布が停止される等の不利益を被る可能性があります。詳細は、現行の事業者にお問い合わせください。

８．個人情報の取り扱いについて

- 当社は、お客様の個人情報を要綱の締結・履行、アフターサービス、当社サービスの改善・開発により必要とされている業務、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲で利用します。詳しくは、当社ホームページの個人情報保護方針をご確認ください。

９．その他

- 当社がお客さまから買い取った受給電力に係る環境価値等は当社へ帰属するものと致します。
- 託送約款等に基づき、当社は送配電事業者を代理して、発電者であるお客様との間で系統連系受電契約を締結します。当該契約に基づき当社は、お客様へ支払う、またはお客様の電気料金から差し引く買取料金から系統連係受電サービス料金を申し受け、お客様に代わって当該料金を代理して送配電事業者にお支払い致します。